

大口町情報系LAN接続専用ノートパソコン利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職務の執行上必要な情報系LAN接続専用ノートパソコン(以下「情報系端末」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報系端末の総括)

第2条 総務部長は、情報系端末の利用に関する事務を総括するものとする。

(配置)

第3条 総務部長は、大口町議会事務局に関する条例(昭和47年大口町条例第16号)第1条に規定する議会事務局、大口町事務分掌規則(平成21年大口町規則第1号)第2条に規定する課等並びに大口町会計管理者の補助組織設置規則(平成21年大口町規則第2号)第1条に規定する会計室、大口町監査委員に関する条例(昭和39年大口町条例第5号)第2条に規定する監査委員事務局及び大口町教育委員会事務局組織規則(平成21年教委規則第1号)第2条に規定する課等に、職務執行上の必要に応じて、情報系端末を配置するものとする。

2 配置する情報系端末の品名、機能、数量及び期間は、総務部長が別に定める。

(利用義務)

第4条 大口町職員定数条例(平成8年大口町条例第1号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)は、事務の合理化及び情報の共有を図ることにより、町民サービスを向上させるため、情報系端末を積極的に活用するように努めなければならない。

2 職員は、情報系端末の操作に関し、積極的な自己研鑽に励まなければならない。

(情報系端末の取扱い)

第5条 職員は、情報系端末の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報系端末を譲渡してはならない。
- (2) 情報系端末を職務執行の目的以外に使用してはならない。
- (3) 情報系端末を総務部長の許可なく庁舎外に持ち出してはならない。

- (4) 情報系端末を情報系LAN以外に接続してはならない。
- (5) 情報系端末を職員以外に操作させてはならない。
- (6) 情報系端末に総務部長の許可なくソフトウェアをインストールしてはならない。
- (7) 職員は、パスワードの管理を厳重に行い他に漏らしてはならない。また、他人のパスワードを使用してはならない。
- (8) 職員は、庁舎外から持ち込んだ記録媒体を情報系端末に読み込ませてはならない。ただし、所属長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (9) 職員は、外部から入手したデータは、ウイルスチェック等を行ってから利用しなければならない。
- (10) 職員は、前2号の場合において、異常があった場合は、速やかに総務部長にその旨を報告しなければならない。

(亡失等の届出)

第6条 職員は、情報系端末を亡失し、又はき損したときは、速やかに所属長を経て総務部長にその旨を届け出なければならない。

(取扱責任者)

第7条 所属長は、情報系端末についての取扱責任者を定め、当該取扱責任者に使用及び保管の監督に従事させるものとする。

2 取扱責任者は、当該所属部課室局職員からの情報系端末利用に関する質疑に応じ、誠意をもって助言等を行うものとする。

(個人所有パソコンの使用禁止)

第8条 職員は、庁舎内で個人所有のパソコンを使用することができない。

2 職員は、庁舎内での個人所有のタブレット、スマートフォン等の使用について、職務の執行上必要な範囲にとどめるものとし、情報系LANに接続してはならない。

(非常勤職員等の情報系端末使用)

第9条 所属長は、職務の執行上必要な場合に限り、非常勤職員等に情報系端末を使用させることができる。

2 前項の場合において、この規程中「職員」とあるのは「非常勤職員等」と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

附 則 (平成17年大口町訓令第10号)

1 この規程は、告示の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に貸与されている貸与品は、この規程により貸与されたものとみなす。

附 則 (平成21年3月27日 大口町訓令第34号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 大口町訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。